

「第3次報告書」の内容以外の主な意見の概要と本組合の見解について

No	主な意見の概要	本組合の見解
1	可燃物処理施設は本当に必要なのか。代わりにリサイクル施設で対応できないのか。	<p>ごみ処理の目的は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものです。</p> <p>ごみをリサイクルすることは重要であります。すべてのごみがリサイクル出来ないため、各自治体は実情に応じて、可燃物処理施設、不燃物処理施設等を建設しているものです。</p>
2	クリーンセンターやずがあつた場所の周辺には可燃物処理施設は建設しないとの約束があつたにも関わらず、新しい処理施設を建設することは許されることではない。	<p>八頭環境施設組合と地元7集落が「クリーンセンターやず」に関する協定を締結されており、条文の中に「次期施設は本施設及びその周辺には設置しないものとする」という項目があることは承知しています。</p> <p>新可燃物処理施設の建設候補地の選定にあたっては、東部圏域全体の処理を考え、収集運搬効率、経済性、環境保全等の観点から総合的に検討し、現在の候補地を新たにお願いしているものです。</p> <p>なお、現在、協定書中の「次期施設は本施設及びその周辺には設置しないものとする」の解釈につきましては、裁判で係争中であります。</p>
3	大型施設を1ヶ所につくるのではなく、災害や事故等のリスクを分散するために中規模の施設を2～3ヶ所つくるべきではないのか。	<p>ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生を防止するため、国では平成9年に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定しました。そのガイドラインでは、小型焼却炉を一定規模以上の全連続炉に集約することにより、燃焼を安定させ、ダイオキシン類の発生を防止するとともに、バグフィルタ等の高度な排ガス処理設備等を設置することとされています。併せて、全連続炉から発生する熱エネルギーを有効に活用し、発電等を行うこととしています。</p> <p>本組合では国や県の方針を踏まえるとともに、東部圏域の状況等を総合的に検討し、可燃物処理施設は東部圏域に1施設としたものです。</p> <p>なお、施設の設計にあたっては、耐震性等を考慮した災害に強い施設とする方針です。</p>
4	ごみ問題は、住民生活に関係する問題なのできちんと住民説明会を行った後でパブリックコメントをすべきではないか。	<p>施設整備に関しましては、まず、建設を計画している地元の皆様にご理解をいただくことが必要であり、本件についても地権者集落の皆様にご説明を行った後にパブリックコメントを実施したものです。</p> <p>今後、構成市町と連携を図り、住民の皆様へ周知したいと考えており、必要に応じて説明会の開催も行ってまいります。</p>
5	新しい可燃物処理施設が出来れば、河原インター線をごみ収集車が通行することになる。それにより交通量が増し、危険が増大する。	<p>ごみ収集車両等の交通経路は、鳥取自動車道や河原インター線などの主要幹線道路の走行を基本とします。</p> <p>なお、収集車の通行に伴う増加率は1割未満と想定していますが、収集車両の走行につきましては、法令厳守はもちろんのこと、登下校の時間帯、歩行者等に十分注意するよう、強く、構成市町村及び収集運搬の責任者に申し入れします。</p>
6	行政は安全だと言うが、ダイオキシンの全てが紫外線では分解されない。	<p>環境影響評価では、建設予定地周辺の7地点でダイオキシン類の現状調査を実施しています。ダイオキシン類については、処理方式の中で、排ガスによる影響が最大となる値を基に予測評価を行いました。</p> <p>その結果から、大気中のダイオキシン類の各調査地点の濃度は、年平均値で0.0058～0.0091pg/TEQ/m³です。この値は、環境基準の0.6pg-TEQ/m³以下であり、鳥取県ダイオキシン類常時監視結果報告書の各測定地点のダイオキシン類濃度の年間平均値(0.012～0.014pg-TEQ/m³)からみても、安全であると考えています。</p> <p>また、ダイオキシン類については野焼き等でも発生することから自然界に存在していますが、一般的に紫外線により約7年で分解するとされています。</p>
7	絶滅危惧種の生息する地は建設予定地からはずすべきではないのか。	<p>ご指摘のとおり建設予定地内の一部において絶滅危惧種が確認されていますが、これについては移殖等の保全措置を講じる計画であり、具体的内容については専門家等に指導助言を頂きながら進めていきます。</p> <p>また、保全措置の実施状況やその後のモニタリングの結果等につきましては、鳥取県に報告すると共に、本組合ホームページ等で住民の方々へ情報公開いたします。</p>
8	地元だけではなく周辺集落にも説明に来てほしい。	<p>可燃物処理施設に関する説明会につきましては、まず、施設建設についてご理解をいただくため、地元地権者集落を中心に行っています。その他の周辺集落等の説明会についても開催を検討していきます。</p>

9	事故防止マニュアルを作成し、住民に提示すべきではないのか。	事故防止対策のマニュアルについては、処理方式が決定し、具体的な施設計画を検討する時点で専門家の意見も踏まえ、施設に沿った計画を作成し、周辺住民の皆さまへ周知したいと考えています。
10	地権者集落で説明した地域振興策等について、再度、説明してほしい。	地権者集落説明会における地域振興策等につきましては、現在、地権者集落の皆様と集落別に協議を行っております。内容につきましては、各集落の個別案件や地域の振興策もあり、今後も話し合いの場を設けてご説明・協議していきたいと考えています。
11	施設を建設することに話が集中しているが、どのようにごみ減量化に取り組むのかについて、市民との話し合いが必要ではないか。	ごみの減量化につきましては、基本的に市町村が行うものであるため、構成市町が実状に応じて積極的に取り組んでおられます。本組合も構成市町と連携してごみの減量化に協力していきたいと考えています。
12	処理方式について、環境影響評価と施設整備検討委員会の第3次報告書とでは内容が変更されている。もう一度、処理方式が決定された後に環境影響評価を実施することと併せて準備書に対する住民の疑問点に真剣に回答する必要がある。	環境影響評価書につきましては、現況調査を実施し、メーカーアンケートにより検討中の処理方式毎に最大の影響がある方式で予測評価を実施していますので、第3次報告書での内容変更による環境への影響は環境影響評価の結果より同等若しくは小さくなります。 また、処理方式の決定後は、評価書内容との比較検証を行い、本組合が専門家による委員会を新たに設置し、その内容について検証した後、報告書としてとりまとめ鳥取県に提出して、再度検証していただく計画としています。 なお、この内容につきましては、本組合ホームページに公開する等積極的に情報公開に努めます。 準備書に対する住民からの意見及び事業者の見解につきましては、真摯に回答させて頂いており、内容につきましても鳥取県環境影響審査会で確認いただいたものを本組合ホームページで公表しております。
13	現在、建設を予定している場所は市の中心地から離れており、収集コスト等を考えれば市の中心地が適地と考えるがどうか。	可燃物処理施設の建設候補地については、平成12年当時、東部圏域内の各市町村から提案された40箇所の候補地を基に、平成18年に地理的条件や収集運搬効率、土地の形状等東部圏域全体を捉え、総合的に検討し、選定したものです。
14	地下水、空気の汚染など環境悪化に心配があります。可燃物処理施設が出来れば、長い年月の間に自然災害も含め汚染される事も考えられます。空気の滞留を懸念しており、可燃物処理施設への収集車の排気ガス等でこれ以上の環境悪化に繋がるのではないかと不安がある。	現在計画中の可燃物処理施設より発生する排ガスについては、最新の排ガス処理設備を設置し、法令で定める基準よりもさらに厳しい計画目標値を設定して周辺環境に対する影響を最小限に抑えられる施設となるよう計画しています。そのため、排ガスに含まれている極微量の物質による自然界への影響は少ないと考えますが、環境への影響を確認するため、施設周辺の土壌及び地下水等の調査を定期的実施し、その結果を住民の皆様へ報告いたします。 また、ごみ収集車両については、運行管理により車両の集中を回避するとともに、構成市町においては、ハイブリッド車の導入も検討しており、安全運転の徹底等と併せて、極力排ガスの発生を抑えるよう努力いたします。
15	近年、起きている想定外の災害（局地豪雨等）に対し、どのように対応するのか。	災害発生時は、住民の安全を最優先に考え、可燃物処理施設には、緊急避難場所としての機能も備えることとしています。 なお、事業区域に計画している2つの調整池は30年確率降雨強度で計画しており、現在の溜池より安全性が高いものであるため、施設の設置後は災害リスクが低減されると考えます。
16	すす病の原因となる害虫がなぜ発生したのか教えていただきたい。	文献によると、すす病は、アブラムシやコナジラミなど植物の汁を吸う害虫の排泄物を栄養として菌が繁殖すると記述されています。 その原因となるアブラムシやコナジラミですが、いずれも日本に広く生息しており、飛来もしくは風に乗ってくるものと想定されています。
17	他のごみとプラスチックごみが混ざって重金属の問題が発生すると聞いたが本当か。	現在計画している可燃物処理施設は、不燃ごみ資源化の過程で排出される軽量残渣(主にプラスチック類)等を焼却対象とすることを計画しています。 プラスチック製品においては、必要に応じて塗料や添加剤等が使用されており、焼却することで重金属類が排ガスに含まれることも考えられますが、新可燃物処理施設においては、プラスチック類が混入しても環境保全が確保できるよう、バグフィルタ等の最新の排ガス設備を設置する計画としており、排ガスに重金属類が含まれている場合でも概ね除去され、環境への影響は軽微であると考えます。